

## 労働法セミナーのご案内

# ～近時の3つの労働契約法改正への対応～

講師 弁護士法人萩原総合法律事務所 代表 萩原慎二氏

労働契約法は第1条で「労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。」と謳っています。しかし、労働契約法や労働基準法等の労働法は労働者を守ってくれますが、会社を守ってくれません。

本セミナーでは、近時の労働契約法の3つの改正①有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換、②雇い止め法理の法定化、③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止と高齢者雇用をめぐる法的問題について事例を中心に解説し、“会社を守るためにどのような対応をすべきか”という視点で講義を進めてまいります。

今回、茨城県内3箇所（筑西市（本社）、常総市、ひたちなか市）に事務所を構え、弁護士7名を擁する弁護士法人萩原総合法律事務所の萩原慎二代表を招聘しましたので、是非とも皆様のご参加をお待ちしております。

### 開催日

2月27日(火)

13:00～16:30  
(12:30 受付開始)

### 会場

ホテル山水

(古河市中央町1丁目8-32)

### 参加費

4,000円/1人

※参加票は発行致しませんので、  
ご注意ください。

※参加費振込先：常陽銀行本店 普通預金口座 No.6501 口座名：(一社)茨城県経営者協会  
※お申込み方法：FAX(029-224-1109)またはE-mail(平澤)までお願い致します。

### セミナー内容

- 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換にどう対応していくか？
- 有期契約の更新拒絶はどのような場合に認められるか？
- 不合理な労働条件の禁止規定で同一労働、同一賃金は進むのか？
- 高齢者雇用で注意すべき点はどこか？ など

### 労働法セミナー（2/27(火)開催）参加申込書

Fax：029-224-1109 平澤行き

|       |      |     |
|-------|------|-----|
| 会社名   |      | TEL |
| 住所    | 〒    |     |
| 参加者①  | お役職名 | ご氏名 |
| 参加者②  | お役職名 | ご氏名 |
| 参加者③  | お役職名 | ご氏名 |
| 申込担当者 | ご所属  | ご氏名 |

※ 今回の参加者及び申込担当者のデータにつきましては、参加者への名簿配布以外の目的では使用しません。  
また、細心の注意をもって管理し、個人情報の漏洩、紛失、き損又は参加企業様の権利利益を損なうことの無いよう努めます。

本件問合せ先：一般社団法人茨城県経営者協会 担当 平澤  
Tel：029-221-5301 E-mail：hirasawa@ikk.or.jp